

京都議定書

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減を義務づけるために、1997年京都で開催された温暖化防止京都会議で採択された条約が京都議定書です。

先進各国は2008年から2012年の間に1990年の全体の温暖化ガス排出量、5%を削減することを目的としています。発電所など石油・石炭などの燃焼による二酸化炭素の発生、ゴミの埋め立てなどによるメタンガスの発生、自動車の排ガスによる一酸化二窒素の発生を削減することが排出側のテーマです。

世界第1位の排出国である米国は7%の削減枠が義務づけられましたが経済発展の抑制などを恐れ2001年離脱、第2位の排出国は中国ですが1990年の時点で発展途上国のため排出量の制限がありません。1990年の各国排出量を基準とし日本で6%、EUで8%(最大)の削減が義務づけられました。

京都議定書の発効条件は「批准した先進国の排出量合計が先進国の排出量合計の55%超」となっており米国の離脱により発行条件が満たされなくなりましたが、その後ロシアが参加を表明し2005年2月16日発効に至りました。

制限枠に関する取り決めには排出権取引があります。排出権取引とは他国に対して資金・技術援助を行うことで得る削減量を自国の削減量に加えることができるというもので、手法は排出量を削減する方法と、大気中の温暖化ガスを他の物質に換える又は蓄積し、排出された温暖化ガスを削減する方法があります。

1990年のロシアは石油・石炭の燃焼など効率の悪い設備で莫大な量のCO₂を排出していました。その後、新しい発電設備などにより現在では大幅な削減をすでに完了しており、排出権()により収益が見込まれています。

日本の1990年の排出量は12億3700万t、2003年度で8%増加していることから1990年削減目標6%と合わせて14%の削減が必要になります。2003年度の国内CO₂排出量は1990年度比で工場が0.02%減、自動車・船舶が19.5%増、オフィスが36.9%増、家庭から28.9%増となっています。

排出権ビジネスとは海外で削減したCO₂を国内の電力会社や重化学産業の会社などに販売することで、取引額はCO₂で1t約500円、メタンガスで1t約600円、フロンガスで1t約700円とされています。